

平成21年5月
第2回勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年5月29日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	4番 岩 瀬 洋 男 君
5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君	7番 岩 瀬 義 信 君
8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君	10番 児 安 利 之 君
11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

3番 根 本 讓 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
財 政 課 長 藤 江 信 義 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第28号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開 会

平成21年5月29日（金） 午前10時00分開会

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより平成21年5月第2回勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（高橋秀男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（高橋秀男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において末吉定夫議員及び土屋 元議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（高橋秀男君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第28号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第28号から議案第30号までの提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第28号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成21年5月1日の人事院勧告及び5月15日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に準じ、本年6月に支給する期末手当の支給月数2.15カ月分のうち0.2カ月分を凍結し、支給月数を1.95カ月に改めようとするものであります。

次に、議案第29号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成21年5月1日の人事院勧告及び5月15日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に準じ、本年6月に支給する期末手当の支給月数2.15カ月分のうち0.2カ月分を凍結し、支給月数を1.95カ月に改めようとするものであります。

次に、議案第30号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成21年5月1日の人事院勧告及び5月15日の千葉県人事委員会勧告を踏まえて、一般職の職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し、本年6月に支給する期末手当の支給月数1.4カ月分のうち0.15カ月分を、勤勉手当0.75カ月分のうち0.05カ月分、合計0.2カ月分を凍結し、支給月数を期末手当1.25カ月、勤勉手当0.7カ月、合計1.95カ月に改めようとするものであります。

なお、本条例の改正に当たっては、事前に勝浦市職員組合への説明会を開催し、協議が終了したことを申し添えます。

以上で議案第28号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 何点かお伺いします。まず、第1点目ですが、国の人事院が勧告を出して、それに基づいて5月15日に千葉県人事委員会が浜名儀一委員長名で県議会議長あるいは千葉県知事にこの勧告を出したということは説明会でも聞いておりますけれども、その勧告の中身なんです、それを見てみると、県人事委員会が国の人事院が出した中身をこのように分析している。人事院においては、景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業の夏季一時金が大幅に減少となることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業の夏季一時金の決定状況を把握するため、本年4月7日から24日まで特別調査を実施した。ここのところが大事なところでありますが、この結果、民間企業における本年の夏季一時金は決定済み企業で昨年の夏季一時金に比べ大きく減少することがうかがえることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当ではないこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となる可能性があることを考慮し、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当であるとして、本年5月1日、国会と内閣に対し、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の0.20月分を凍結する特別措置について勧告を行った、こういうふう人事院がやったんだと。県の人事委員会は、このようなことを踏まえて、人事委員会が今度、それとほぼ同じような中身でやってきているわけです。

そこで、まず最初に市長にお聞きしたいのは、今度の国の人事院、県の人事委員会が発出したこ

の0.2カ月の期末勤勉手当の減額、特別職においては期末手当の減額、凍結、この勧告をどのようにとらえたのか、これをどういうふうに見ているのか、まず最初にそれをお聞きしたい。

第2点目は、人事院がこの4月7日から24日まで2週間、特別調査したというんだけど、その調査の実態を見ますと、これが非常にいいかげんだと。つまり、上場企業といいますか、主に大企業といいますか、その時点で妥結した三百何社だけが調査されていて、全日本自治体労働組合総連合、いわゆる自治体に働く労働者の全国組織であります、労連と略しているんですけど、ここの調査では、今回、国が調査をとって回答したのが2,017社のうちの妥結したのは340社で、企業割合でいうと13.5%、従業員割合でいうと19.7%、ほんの1割強ぐらいの対象しか実態として出てきてないわけです、妥結ということは。そのほかはまだ交渉中とか回答しようがない、まだボーナスが決定してないわけだから。そういうデータをもとにして、すごく民間との乖離が出ちゃうよという断定をしちゃうということは、非常にいいかげんだし不当だと私は見るんだが、自治労連もそう見てるんだが、この辺のところをどういうふうに考えるのか、その点についてあわせて2点目として、まず全体の人事院の勧告について、どういうふうに見るのか、2点目は、特にこの点について、0.2カ月凍結しているということについての妥当性について、数字の上から見たって1割強しか特別調査といったって調査してないのに、それを普遍化して乖離しちゃうよと。言ってみれば、逆に言えば脅かしですよ。こういうことについて、どういうふうに見るのかというのが2点目。

3点目は、今までのパターンで言えば、一部大企業は早目ということもあるけれども、大方が国家公務員とか地方公務員の妥結額をもとにして、民間はその様子見なんですね。国家公務員なり地方公務員が今年の賃金なり、あるいは手当がどの程度にいくのか、それを見ながら、ずっとやってきているのが今までの通例です。そういう流れを見ると、今回、最初にこのように国家公務員なり地方公務員なりが低回答というか、0.2カ月の凍結といったって、実質的なカットですからね。これをやることによって、全体として働く人たちの賃金を抑制していく流れになっていく、こういう状況になると思うんです。その点、どういうふうに見ているのか。その点を第3点目としてお聞きしたい。

第4点目は、そうは言っても近隣の状況なんですけど、昨日、御宿町議会がこのことをやられたそうです。夜までやっていたんですけど、聞いたら、始まる前は、これはとてもじゃないけど否決だねという話が蔓延していたんだけど、町長が一度ならずと二度までも否決くったんじゃないというので、かなりてこ入れがあったそうです。結局、事前のてこ入れの結果、6対5、1票差で可決された。こういう状況にあったそうです。

それはそれとして、茂原市、白子町、長南町などは、今回、この措置を見送っているんですね、やらないと。とてもじゃないけど、そんな暫定的に凍結なんて、しかもデータがほんの一部しかまだ固まってない中で、そんなものやれますかというんで見送りだと、こういう話を聞いてますが、その辺は情報としてとっておられるのか。

そういう自治体は、我が町、我が市は、我が自治体の考え方でいくんだというような立場をとっているんだと思うんですけど、そういうことも含めて第4点目についてお答えをいただきたい。

次に、第5点目ですが、一般職と特別職の給与と報酬の性質の違い、これに伴う期末勤勉手当の違いは明確に分けるべきだというふうに、私は一貫して繰り返し要望というか、意見を述べて、その実施を迫っているんですけど、いまだかつてそれがやれてない。今回そのことについても、こういうふうに0.2カ月一般職を減額してくるなら、この矛盾はどうするんだということをお尋ねし

たい。つまり、一般職の期末手当は1.4カ月から1.25カ月にする。勤勉手当は0.75カ月から0.70カ月にするわけですね。そうすると、期末勤勉手当、合わせて2.15カ月から1.95カ月にするわけですね、0.2引くんだから。ところが、常勤特別職は、あるいは非常勤特別職、我々、あるいは市長、副市長の特別職、ここは本来、期末手当のみ支給されるわけだけども、勤勉手当を支給してはならないわけですから、だから、確かに支給してないですよ。条例上でも特別職の勤勉手当は載せてない。

ところが、現行で言えば一般職の期末手当1.4が常勤特別職で2.15なんですよ。ということは、期末手当自体の差が既に0.75、常勤特別職のほうが一般職より多い。議員も期末手当が2.15月だから0.75、一般職より多いわけです。なぜか。これは、勤勉手当を払えないものだから、期末手当の率を上げちゃって、一般職と同じ率にしちゃってるということです。これは、違法とは言わないが脱法じゃないかというふうに言ってるんだが、その点について、今度の議案第28号にしても29号にしても2.15から1.95へ、常勤、非常勤問わず、特別職についてはそのような提案でしょう。だから、そういうことについて、市長はどう考えるのか。口を開けば、脆弱な財政状況の中で、少しでも儉約しなきゃいけないし、痛みをそれぞれに分ち合ってもらわなきゃいけないんだというような趣旨で言ってるんだけど、この間も消防団のほんの少し、額はそうだったかもしれないけど、出勤手当を削っている状況の中で、こういう矛盾だって同時に解決するための合理性を持たせなきゃいけないじゃないかというふうに私は思うんですけども、その点について。

1.25まで一挙にやったら、かなりの額になっちゃう。0.2カ月で6万円前後ですから、かなりの額になりますけれども、私は一挙にそれをやれとか言いませんが、しかし、それは、勤勉手当相当分はなくしていく方向でやっていくのが、今の時代の流れというんだったら、そういうことが必要じゃないんですか。そういうことを、ぜひ答弁をいただきたい。これは総務課長では答弁できないから、特に市長の答弁をお願いしたい。

現実に、近隣でどうなっているかという、いすみ市はなぜか勝浦をまねしちゃって、合併市で勝浦と同じように、一般職も2.15から特別職も2.15、議員も2.15から0.2減額するとなっているんだけど、夷隅郡市の中での大多喜町、御宿町は、もともと期末勤勉手当、総額で一般職は2.15なんだけれども、特別職は2.10なんですよ。常勤特別職はもともと0.05カ月少ないの。ところが、議会議員は、もっと初めから少なくて1.50カ月なんです。一般職は2.15、議会議員は1.50なんです。つまり、0.75、勤勉手当相当分が初めからカットしてあるんです。正常に、大多喜町や御宿町は現にやっているという状況もあります。そういうことなども踏まえて、ひとつご答弁をお願いしたい。

最後に、6点目なんです。職組との協議は終了した、こう提案理由の説明がありましたが、その協議の中身は、全部言えとは言いませんが、大まかに言って、基本点でどういう協議が相整ったのか。整わないのか、終了ということは、整わないまま終了したということもあるし、整って終了したと、両方あると思うので、中身についてお答えいただきたい。

そういう中で、もし仮に職組が、とても納得はいかないけれども、万やむを得ないのかというような意味での、仮に協議が整ったとすれば、その一方で福利厚生とか、そういうものについては、執行部はそれにこたえてどういうふうな考え方を持つのかというのが一つ。

もう一つは、12月の人勧のときに、市長は削るほうは忠実に県人事委員会などのやり方を踏襲して、つまり、職員に不利になるほうについての勧告についてはびしっとやってくる。ところが、有利になる勧告は、労働時間の短縮で8時間から7時間45分に時間短縮という勧告も当時出ているわ

けですよ。それはほおかむりしてやらなかった。県下調べてみると、確かに、今の時点で7時間45分というのは、そんなに多くはない。10自治体ぐらいです。ほかは、依然として8時間なんだが、こういう態度というのはおかしいです。それにまた、その前に休息の午前15分、午後15分、削っちゃったでしょう。カットしちゃったでしょう。どんどん切るほうは一生懸命やって、時短なんていうことについては放りっぱなし、こういう態度では全く納得もできないわけですよ。この点について、8時間労働を7時間45分に短縮するという勧告については、勝浦市の管理者、使用者側はどういう考え方を持っているのか、その点についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） お答えいたします。まず初めの件ですけれども、現在の経済状況を見るにつけ、聞くにつけ、一般企業の困りぐあい、特に中小企業においては大企業以上の困難さを伴っているのが現状であろうというふうに私は理解いたします。中小企業の数字がないとしても、それは現在の経済状況、あるいは報道の状況を見ても、聞いても、劣悪な条件になることは必至である。ただ、非常に個性的な企業が一部伸びているのもあるというけれども、全般的にこの現在の経済不況のもとでは実入りの所得が減っている。そういう中で、私たちは今のこの問題を考えれば、今回の勧告がおかしいということにはならないだろうと、私は考えます。

少なくとも、民間企業の人たちの苦痛とともに、今回の決定を妥当と考え、将来においても我々は働く人間としての気持ちを忘れないでいるということは必要なことだろうと思います。

現在、例えば、休憩時間が15分減ったではないかと、そういうことも、それによって劣悪な条件にはなっていないだろう。とにかく、民間であれば、昼休みでも、中小企業の場合は働き続けなければならないだろう、そういうふうにも思います。したがって、今回の問題については、私たちはこれを受けて、ともに現在の経済情勢、政治というものを考えなければならない、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めに、今回の人事院及び千葉県人事委員会の勧告につきましては、昨年の秋以来の前例を見ない景気の急速な悪化に伴い、民間の夏季ボーナスにつきまして緊急調査をした結果、過去20年以上にわたり見られない大幅な減額があったことを踏まえた勧告と承っております。これを受けて、公務員として情勢適用の原則に基づいた対応が必要ではないかというふうに考えております。

人事院の4月におけます民間ボーナス等の実態調査の関係でございますが、ご質問のように全国で50人以上の企業、約2,700社を対象に実施されております。支給予定データを得られた340社の結果に基づいて分析をしたわけでありましたが、実態につきましては、従業員割合19.7%、約8割が未定の状況の中での調査でありました。この結果、前年比14.9%の大幅な減額が確認され、減額幅としては0.3カ月相当であるというふうなところでした。しかしながら、データが製造業の比率が多かったために、これを修正し、さらに今回、データ不足の面、または暫定的、臨時的措置の面を考慮いたしまして0.2カ月分、金額比で9.3%というふうなところで勧告がなされたというふうに確認しております。

なお、この時点で民間におけます各種調査データによりますと、おおむね金額比で10%から15%程度の落ち込みではないかというふうな見込みも聞いております。

なお、これにつきましては、暫定措置ということですので、年末にかけての本勧告に向け

て調整がなされるというふうな形となっております。

次に、賃金抑制のきっかけになるのではないかなというご懸念でございますが、人事院では今回の臨時特例措置ということを踏まえ、8月の勧告に向けまして公務員と民間ボーナスの支給実態を改めて正確に調査をし、今回の臨時勧告での過不足が生じた場合、本勧告の中で精算をするというふうに伺っております。民間の給与実態に即した勧告ということで、やむを得ないところがあるというふうに考えます。

次に、近隣市町村の状況というご質問でございます。今回の千葉県人事委員会の勧告を受けまして、千葉県の市町村の対応状況でございますが、千葉県下56市町村のうち52市町村が勧告に沿った対応をしております。ご質問のように3市町村が勧告を見送ったところでございますが、その理由につきましては、既に独自に期末・勤勉手当を削減しているというようなことが理由と伺っております。

次に、一般職と議員及び特別職の期末手当相当分に対します相違につきましては、一般職の期末及び勤勉手当の率を合計額をもって特別職、議員の期末手当というふうな流れを過去にとってきておりました。これに対しまして、過去、平成9年度におきまして勝浦市では一般職と比べ、特別職及び議員の期末手当につきましては、0.05カ月分低くしている状況でございます。なお、この点、県内の状況では、データが古いのですが、平成17年度時点で県内33市中4市が一般職と特別職の差を設けてありますが、その他、市では一般職の期末・勤勉手当の合計と特別職、議員の期末手当が同じような内容となっている状況でございます。

今回の臨時暫定措置につきましては、0.2カ月分の削減ということでございますが、議員の手当分につきましては、先般、趣旨ご説明をした上で議会で市長提案というふうな形、また内容的にも一般職、特別職に準ずるというふうな回答をいただいたところでありますので、今回のご提案となったところでございます。

次に、職員組合との交渉についてであります。5月19日に職員組合役員に対しまして、本件につきましてご説明をしたところでございます。今回の措置は、特例措置に基づくものでありますので、今回の勧告に係る背景と内容、さらには市の対応につきましてご理解をいただくために、説明したところでございます。

今回の勧告が例を見ない景気の悪化の状況を受けたものであること、また、人事院では8月の本勧告に向けて最終的に冬季期末勤勉手当で精算をするというふうに言われていること、また、この点につきましては、今回、夏季支給分の一部を暫定的に凍結するものでありまして、今後の景気次第という面もあるわけでございますが、仮に今回の措置を講じないで、さらに悪化が進んだ場合、冬季で大幅な減額が集中し、生活に与える影響も一層大きくなる要素でもあるというふうな説明をさせていただきました。

さらに、今回の民間の経済状況等を考慮し、公務員として経済社会情勢に照らした努力をすることが必要であるというふうな説明をさせていただきました。

さらに、近隣市町村の対応状況等、あわせて説明した結果、組合のご理解をいただいたと考えましたので、今回の提案とさせていただきます。

なお、交渉の中では、今回の期末手当等のほかに可能な福利厚生、職場環境の改善等につきましては、できる範囲で対応してまいりたいというふうな回答をあわせて行っております。

また、昨年の県人事委員会におきまして勧告がありました職員の勤務時間の関係でございますが、

県人事委員会勧告では国との均衡を図る必要があることから、1日当たり7時間45分、1週間で38時間45分に改定することが好ましいというような勧告でございますが、これの対応状況につきましては、平成20年4月1日現在、56市町村中10市で実施がなされております。なお、その後、平成21年3月議会におきまして茂原市、東金市、山武市、匝瑳市などが実施を決めているというふうにも伺っております。

これに対する市の考えでございますが、勧告の中にもございますが、勤務時間の短縮に当たりましては、行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないようにすることが基本というふうにされております。

勤務時間につきましては、業務運営の基本となるものでありまして、この短縮は実質的な賃金の引き上げということでありまして、民間の経営状況等に照らして、総合的に考えていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、勤務時間を短くするということは職員の家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活との調和に寄与するものと考えますので、今後、千葉県や県内市町村の状況等も参考にしながら、引き続き導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 大体の市長の考え方、わかりました。私に言わせれば、今、総務課長も答弁したんだが、経験したことのない不況が押し寄せていると、こう言ってますよね。しかし、そういう不況のときだからこそ、市役所に働く人たちの暮らしを守っていかなきゃいけないだろうと、私は逆にそう思います。全国的にも今の経済学者の、これが多数派に今、なっているのです。テレビを見ても、ラジオを聞いても、新聞を読んでも。今まではそんなことはあんまり言ってなかったけれども、去年の暮れ以前から日本の経済のGDPを押し上げているのは個人消費が半分以上を押し上げているんだと。その個人の懐が温まって、個人消費が増えて、そのことによって国内消費が増えて、そして日本の経済が活性化していくんだと、こういう経済学者がどんどん、いろんな評論とか、解説とか、その他の方向で発言があり、著作が出てきて、それ見たって、不況だ不況だと言ってちんとしていっている中で、それに輪をかけて賃金をカットしていく。常勤職は諸手当は給与の補足的なものですから、食っていくための補足的なものとして消費している実態は明らかですから、そういう点を見ていかなきゃいけないと、発想が逆だというふうに思う。

いいか悪いかは別としても、茂原、白子、長南は独自の判断で、既にマイナスしたと。今度は独自の判断で現にマイナスしているから、人勸がどう言おうと今回はやりませんよというような、最初に大幅カットしたことについては、それに賛意はもちろん表しませんが、しかし、勝浦市の状況を考えながらみずからそれを決定していくという点では、それが必要だと思うんですよ。

さっき総務課長が答弁した実態調査の関係ですが、だから、みんな困っているんでしょう、データがいいかげんだから。いいかげんというか、余りにも少ないデータしかなくて、ほとんどは確定してないんだから。あとは全くの予測でやってきている。なぜ、こう急ぐのか。予測でばさばさっと切っていくのか。だから、全国的に見ても、私の知り得た情報では、10の県が見送ってるじゃないですか。それ、そっち、つかんでますか。こんなことで凍結はとてもできないということで、10県が見送っているし、さっき言ったように県内で3ないし4市町も見送っている。このほかに、なぜか一般職は断固としてやって、常勤、非常勤、特別職だけ見送るなんて自治体もあるんだけど、全く何考えてるんだと思っているんですけど、そういうところもあるけれども、いずれにしても見

送っているところは現に出てきている。圧倒的多数がそうやったからといって、何もそれに迎合する必要も何もないと思うんです。

最後の8時間を7時間45分するに関係、これは状況を見ながらと、こう言っているけれども、その辺はもう既に動きが出てるんじゃないですか、郡内の近隣の関係での人事担当者、あるいはトップとの協議の中で、いずれにしても、いつの時点かやる必要があるんじゃないかという合意がなされているやに聞いているけれども、その辺のところはどうなのか、お尋ねをしておきたい。

最後に、確かに一般職よりも議員、特別職、特別職はたしか一緒だったと思ったけど。合わせて2.15、それを2.1に直した。これは直しますというので直したのだと思うんですけど、でも、それはたった0.05月じゃないですか。これ、市長に、みずから、0.05と言わず、もっと期末・勤勉手当じゃないんだから、その総和に限りなく近づくような方向で、少なくとも常勤特別職はカットしていくつもりはもちますよということが言えないのか。そのことによって、議会に対しても市長から申し入れが行われたっていいだろう、どうですかと。それこそ、市長の言う市民の暮らしの状況を見たならば、人事院勧告及び人事委員会勧告は妥当だと、こう言うのなら、勝浦市独自でできる、市長裁量でできる中身だってあるわけですから、その点についてはどう考えるのか、ぜひ伺いたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） みずからの問題については、これは今後とも十分検討していきたい、そう思います。なおかつ、皆さんの協力も得ていきたい、そう考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答えいたします。人事院勧告に伴います対応状況についてであります、ご質問の中でもございますが、全国的な対応状況につきまして、最近のデータで申し上げますと、都道府県では47都道府県中34都道府県で対応、また予定ありということでございます。政令指定都市では18市中13市で対応するというところでございます。市町村では、1,781市町村中1,598市町村で対応をするということでございます。今回の条例改正等の対応をするのが、すべて合わせますと89.1%という状況となっております。

また、対応を見合わせたところにつきましての主な理由につきましてでございますが、県の関係では、夏季一時金決定済みの民間事業所のデータが少ない、また、独自の給与削減措置を既に実施している等の理由、さらに当該県の人事委員会の勧告がなかったためというような理由となっております。

市町村につきましては、先ほどもご説明いたしました、独自の給与削減措置を既に実施している、また、当該県の人事委員会の勧告がなかったこと等になっております。

なお、県内の状況につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、近隣の夷隅郡内では大多喜町、御宿町、いすみ市につきましては、それぞれ臨時議会を開会し、勧告に沿った対応をするというふうに伺っております。

なお、一般職、特別職以外の議員の手当につきましても、それぞれあわせて対応するというふうに伺っております。

次に、勤務時間の関係でございますが、近隣の状況について、最近の調査結果についてご説明をさせていただきます。本市を含みます安房・夷隅地域につきましては、現在では具体的な動向はございません。なお、山武・長生地域につきましては、茂原、東金、山武、匝瑳市等が本年の3月議

会で関連条例の改正の実施をしております。なお、旭市につきましては、まだ対応されていないというふうなことを伺っております。

近隣の状況で把握している範囲は以上のとおりでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 大体、幾つかの質疑でわかってきたんですけど、最後の質疑なので申しますが、確かに人事院勧告は8時間を7時間45分にするというときに、ただし行政サービスがダウンしない、行政コストがかからない、それが前提だと。こんな不当なというか、ばかげた勧告があるかということなんです。

例えば、閉庁時間を午後5時半を午後5時15分にすると。15分短縮するといった場合に、行政サービスはダウンしないというのは、15分だけ、言ってみればダウンするんだけどね。それをカバーするには、行政コストを増やすなといったら、どうするんだと。結局、サービス残業をやることになるじゃないですか。賃金者は雇わない、行政コストは上げない。だから、もし方向としてこの方向で人勧どおりにやろうとするんだったら、それが労働強化につながったり、そういうことのないように、ぜひ実施する上でも、その辺は考慮の上でやっていってもら。でないと、正規の職員の超過勤務を支払うか、あるいは賃金者を雇い上げるか、どちらかなんだけれども、人的配置がどうしたって必要なんだということだけ申し添えておきたいと思います。

今までいろいろ言われてましたけれども、私、3回目で今までの2回の中でも討論めいたことも言っちゃいましたけれども、最後ですので、何としても、今も繰り返しの答弁の中で、総務課長はデータ不足だと、この0.2カ月カットするための、よってたつデータが不足しているということが全国でも起こっているし、そういう中で見合わせているところも出てきているということをみずから答弁しているように、どういっても今回のやり方は、人事院が、それこそ異例ですよ、国会と政府に対して、ぽんと打ち出してきた、臨時的な。しかも、拙速な調査に基づいてデータを出して、それをよりどころにして出している。これは何を意図しているのか。民間も含めて、低賃金化をずうっとならしとしてやっていこうという地ならしの、私に言わせれば先兵の役割を果たしているというふうに言わざるを得ないので、今回、提案されてきた一般職のカットについては、私としては納得できないということを表明しておきたいと思う。

常勤特別職、非常勤特別職については、これは一般職とは質的に違うんですから、特に議員は報酬ですから、そういう点から見れば、今、市民が置かれている状況を十分しんしゃくしながら決めていくべきだろうと考えます。それから、もう一つ私が一貫して主張している、私に言わせれば、勤勉手当ほぼ相当分の支給率で支給されていることについては、是正を強く求めていきたいというふうなことで、28号、29号については、これはやむを得ないかなというふうな考え方を持つものであります。

以上で質疑を終わります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。人事院等の民間給与の調査にかかわるデータ不足というふうなご質問でございますが、今回、人事院が0.2カ月分の凍結を決定した背景には、データ不足とはいえ、民間調査で把握した数値よりも、暫定措置を考慮の上、定率化して決定したものであるというふうに伺っております。さらに暫定措置ということで、本勧告におきまして精算するというふうにも伺っておりますので、これを勧告に沿った対応をするのが適当であるのではないかとこのう

うに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号ないし議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号ないし議案第30号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第29号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第30号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決しました。

閉 会

○議長(高橋秀男君) 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。
これをもちまして平成21年5月第2回勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第28号～議案第30号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員